

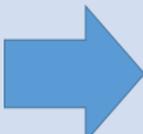
当院では、安定した薬物治療を提供するために、

**一般名処方**を導入しています

現在、様々な理由により、多くの医薬品が入手しにくい状況になっています。その数、約 3,000 品目ともいわれています。

一般名処方とすることで、保険調剤薬局において、銘柄によらず調剤でき、安定した薬物治療を提供することができます。

### 一般名処方のイメージ

銘柄名処方		一般名処方
原則、当該銘柄を用いて調剤		有効成分が同一であれば、 どの後発医薬品も調剤可能
ガス〇錠 20mg 2錠 (銘柄名+剤型+含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日		【般】ファモチジン錠 20mg 2錠 (一般的名称+剤型+含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日

## 長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち、要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者さんが自己負担することが決まりました。（厚生労働省 保医発0327 第11号）

- ・「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品が対象になります。
- ・選定療養費は、保険給付ではない為、消費税が上乗せされます。
- ・外来患者さんが対象で、入院患者さんは対象外です。
- ・選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1を薬剤料に変換した上で算定します。
- ・注射剤も対象です。
- ・公費負担患者も対象となります。
- ・処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。